

# 公益社団法人畜産技術協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人畜産技術協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 協会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 協会は、畜産に関する技術の向上発達、国際協力及び国際交流の増進、緬羊及び山羊の改良増殖の促進等を図り、もって我が国畜産の健全な発展及び国民生活に不可欠な畜産物等の安定供給に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 畜産に関する情報の収集、分析及び普及
- (2) 畜産に関する調査及び研究
- (3) 畜産に関する技術の研究又は開発に対する助成
- (4) 畜産に関する国際交流及び国際協力関連事業への協力
- (5) 畜産に関する技術の普及
- (6) 緬羊及び山羊の飼育の普及促進、登録及び改良増殖並びに生産物の処理普及
- (7) 初生雛の鑑別師の養成、資格検定、登録
- (8) 刊行物等の発刊
- (9) 畜産技術者相互の連絡
- (10) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業の実施については、日本全国において行うものとする。

## 第2章 会員

(会員の種別及び資格)

第5条 協会を構成する会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 協会の目的に賛同して入会した個人又は団体であって、次に掲げるとおりとする。

ア 1号会員 畜産に関する技術若しくは学識経験を有する個人又は団体により構成されている団体であって、都道府県をその区域とするものとする。

イ 2号会員 緬羊若しくは山羊の飼育者により構成されている団体又は緬羊事業若しくは山羊事業を行う農業団体であって、都道府県をその区域とするものとする。

ウ 3号会員 協会登録の初生雛高等鑑別師又は初生雛の鑑別技術を有する者により構成されている団体とする。

エ 4号会員 畜産に関する非営利の団体であって、全国をその区域とするものとする。

(2) 賛助会員 協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て、会長が別に定める入会申込書に次の書類を添えて会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 定款若しくは寄付行為又はこれらに代わるべき規程

(2) その他会長が必要と認めた書類

2 会長は、前項の承認があったときは、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

(会費)

第7条 正会員は、協会の目的を達成するため、必要な経費として総会において別に定める会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 前2項の会費については、その2分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

4 既納の会費その他の拠出金品は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

(退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 協会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、協会は、その総会の開催の日の1週間前までに、その会員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機

会を与えるものとする。

- (1) 協会の事業を妨げ、又は協会の名誉をき損する行為をしたとき。
- (2) 定款又は総会の議決を無視する行為をしたとき。

2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、前2条の場合のほか次の各号の事由の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 会費を引き続き2年以上納入しないとき。
- (4) 総正会員の同意があったとき。

(届出)

第11条 会員は、その名称、所在地、代表者の氏名及び定款若しくは寄附行為又はこれらに代わるべき規程に変更があったときは、遅滞なく協会にその旨を届け出なければならない。

2 会員は、あらかじめ書面をもって、会員の代表者としてその権利を行使する者を協会に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

### 第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 協会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度の終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

- 第15条 総会は、別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、会長が招集する。
- 2 正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するには、会長は、総会開催の日の2週間前までに、正会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

- 第16条 総会の議長は、総会において、出席正会員のうちから選出する。
- 2 議長は、当該総会の秩序を維持し、議事を整理する。

(議決権)

- 第17条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

- 第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
    - (1) 正会員の除名
    - (2) 監事の解任
    - (3) 定款の変更
    - (4) 解散
    - (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権行使)

- 第19条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は第18条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

- 第20条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上がこれに記名押印するものとする。

#### 第4章 役員等

(役員の数及び選任)

第22条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上20人以内
- (2) 監事 3人以内
- 2 理事のうち1人を会長とし、副会長2人以内、専務理事1人及び常務理事2人以内を置く。
- 3 前項の会長をもって、一般法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 理事及び監事は、正会員の代表者としてその権利を行使する者のうちから総会の決議によって選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、会員の代表としてその権利を行使する者以外の者から理事7人以内及び監事1人を選任することができる。
- 5 会長、副会長、専務理事及び常務理事を理事会の決議により、理事の中から選定する。
- 6 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 7 各理事について、その理事及びその理事の配偶者又は3親等以内の親族その他のその理事と一定の特殊の関係のある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 8 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務・権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、協会の職務を執行する。

- 2 会長は、協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事及び常務理事は、理事会の決議に基づき、協会の業務を分担執行する。
- 5 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第24条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 協会の業務及び財産の状況を調査をすること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要と認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第25条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員損害賠償責任の一部免除)

第28条 協会は、一般法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により、免除することができる。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第29条 協会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(理事会の権限)

第30条 理事会は、この定款において別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 諸規程の制定又は変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか協会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 第28条の損害賠償責任の一部免除

(理事会の招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求をし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集する場合及び監事が招集する場合を除く。

2 前項ただし書きによる場合は、理事又は監事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会の議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印する。

## 第6章 専門委員会

(専門委員会)

第35条 会長は、協会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門的な知識を有する者のうちから、理事会の決議を得て会長が任命する。
- 3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(会計原則等)

第37条 協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 協会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会計処理規程によるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により、別に定める。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第38条 協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事の過半数が出席し、議決に加わることができる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

- 2 協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第39条 協会の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の議決を経て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類は、事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の関

覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第42条 協会は、総会の決議によって定款を変更することができる。

2 公益認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

(合併等)

第43条 協会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及

び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第44条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第46条 協会が清算するとき有する残余財産は、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 協会の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

## 第10章 事務局

(事務局の設置等)

第48条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、所要の職員を置く。職員は会長が任命する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第49条 協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第50条 協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 第12章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 協会の最初の会長は、菅野 茂とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。